

偉大なる先輩 — 橋本清春氏の回想録  
第 9 回 戦争体験者の思い、次世代に伝えたいこと

偉大なる先輩 — 橋本清春氏の回想録

第 9 回 戦争体験者の思い、次世代に伝えたいこと

以下の文章は、橋本先輩が自らの体験を基に、ご意見を述べられています。

様々なご意見やご批判があると思いますが、まずは、一度、お読みください。

2005年 平成 17 年 5 月 14 日に詠んだ詩。

「八十路まで 生き抜きたるは 若き日の 苛酷に耐えし  
シベリア憶う」

以下の橋本先輩の熱い思いは、

平成 19 年 11 月 10 日（2007 年、83 歳）に行なわれた  
「嶺文いきいきクラブ 11 月例会」  
という会合でのスピーチ原稿です。

それを、本ブログ用に編集しました。

**支那事変従軍体験から憲法 9 条改憲問題まで**

はじめに、私がいわゆる十五年戦争（じゅうごねんせんそう）※の只中の世代に生き、幾多の知人の死を伝えながらも、私自身は厳しい戦争体験を持つことはなかったことである。

※「十五年戦争（じゅうごねんせんそう）とは、1931 年（昭和 6 年）の満州事変から 1945 年（昭和 20 年）ポツダム宣言受諾による太平洋戦争（太平洋以外の地域も含む、大東亜 戦争）の終結に至るまでの約 15 年間弱にわたる紛争状態と戦争を、総称した呼称である。」

偉大なる先輩 — 橋本清春氏の回想録  
第9回 戦争体験者の思い、次世代に伝えたいこと

私（橋本）は、1924年（大正13年）島根県生まれ、  
県立工業学校建築科卒、東京の建設会社に入社、  
すぐ技術徴用を受け支那派遣軍に勤務、  
実際に戦闘に従事したことはなかった。

終戦後はソ連に捕虜となり、極限状態の苦勞をなめたが、  
3年後に内地に帰還した。  
終戦直後の混乱に内地の人々が味わった苦勞は知らずに  
過ごしたのである。  
その間に新憲法が制定された。

平和憲法としてその前文と第9条を中心にして、平和主義の理念を  
宣言している。  
しかし朝鮮戦争勃発とともに警察予備隊が成立し、それが  
自衛隊へと発展するに至り9条の空洞化が生じてきた。

自衛隊は、憲法9条の2項で禁止されている「陸海空その他の戦力」  
に当り、憲法上許容されないという学会の通説に対抗し、  
政府、政治支配層は別の解釈論を立てて、  
自衛隊は合憲であるとしている。

これは個人の正当防衛と同様に、いかなる国にも法的に認められ、  
憲法もまた禁止していないというものである。

そして、自衛権があるならば、自衛隊は憲法上の「戦力」には当らない、という解釈論で  
ある。

自衛隊は憲法上の疑義に絶えずさらされながら、現実の強力な  
政治力に支えられて存続し、次第にその力は増強されてきている。

更に国民投票法を成立し改憲をすすめるようとしている。

しかし、外国と軍事同盟を結んで、共同して相互に国を防衛し  
合うという、「集团的自衛権」の考えと現憲法は全く両立し得ない  
ものと考えられる。

偉大なる先輩 — 橋本清春氏の回想録  
第9回 戦争体験者の思い、次世代に伝えたいこと

最近、テロ対策特別法による、インド洋海自給油活動、イラク空自輸送活動等々が問題にされて決着がつかない。

ここで戦中戦後を生き抜いた我が仲間、「嶺文いきいきクラブ」(江工会会員、編者加筆)の皆さんに、私の体験談をお話して、憲法9条と現在の流れについて、ご意見ご感想を元に、討論をして終わらせたいと思う。

1) 戦争体験をした国民の憲法9条とは

参考：

第9条は

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

アメリカが旧敵国である日本を徹底的に非軍事化し、弱体化させるという意図を含むものであり、また当時の日本国民の深い厭戦感(えんせんかん)に支えられていたものである。

1950年朝鮮戦争勃発とともに警察予備隊が成立し、保安隊へ、それが1954年自衛隊へと発展するに至り、9条の空洞化が生じてきた。

しかし戦争体験をした我々は、9条は世界の憲法史上画期的な素晴らしいものだと思っている。

偉大なる先輩 — 橋本清春氏の回想録  
第 9 回 戦争体験者の思い、次世代に伝えたいこと

2) 憲法改憲への政府、政治家の動きは、また国民は？

あの戦争は一体、なんであったのか？

日米安保条約で思うこと

軍事同盟

これが 米軍への「思いやり予算」だ

国民投票法の強行採決

(平成 26 年 6 月 20 日に公布・施行)

防衛庁が防衛省に

(2007 年「平成 19 年」1 月 9 日に**防衛省**へ移行)

海上給油継続新法案

新テロ対策特別法

米軍再編交付金

今こそ怒れ、憲法 9 条の改憲！

以上、橋本先輩は、現在の「戦争はやむをえない」の気運を  
非常に危惧されています。

以上、キーワードと記述を織り交ぜた「橋本清春先輩」の回想録です。

9 回にわたりお伝えしてきましたが、今回は最後です。

どうぞ、偉大な先輩の軌跡を堪能してください。

終わり。